



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
6月6日  
第620号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)	1
○ 告 示	
滋賀県立美術館ショップでの販売代金の徴収事務の委託(文化芸術振興課)	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	7
○ 公 告	
令和8年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告(医療政策課)	8
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	11
争議行為の通知公告(労働雇用政策課)	14
公共測量実施公告(用地事業支援課)	14
公共測量終了公告(用地事業支援課)	15
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法第6条第4項の規定による指定の解除(南部)	15
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部、湖東)	16
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部)	16
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区管理規程制定認可公告(東近江)	16
土地改良区定款変更認可公告(東近江)	17

## 規 則

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第47号

### 滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成18年滋賀県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第3条関係)

建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調査書

年 月 日作成

建築主氏名		建物名称		地名地番	
作成者	(勤務先)		(TEL)		(氏名)

記入方法 1 設計内容の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。

2 判定の欄は、基準への適否の判定を次の記号により記入すること。

- (1) 基準に適合する場合 ○
- (2) 基準に適合しない場合 ×
- (3) 該当しない項目 -

1 一般基準(多数の者が利用する特定施設に係る基準)

特定施設等	設計内容	判定	留意事項	
出入口 (建築物移動等円滑化誘導基準第2条)	1 全ての出入口 (1) 幅は90cm以上であるか (2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)	昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。	
	2 1以上の建物出入口 (1) 幅は120cm以上であるか (2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)		
	廊下等 (建築物移動等円滑化誘導基準第3条)	1 幅は180cm以上(50m以内ごとに車椅子がすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	(有無・内法幅) cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注1)は適用除外
		2 表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)	
3 点状ブロック等を敷設(階段または傾斜路の上端に近接する部分)しているか		(敷設の有無)	注2	
4 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(開閉方式・有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注1)は適用除外	
5 側面に外開きの戸がある場合は、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障とならないよう措置されているか		(措置の有無)		
6 突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか		(措置の内容)		
7 休憩設備を適切に設けているか		(有無)		
階段 (建築物移動等円滑化誘導基準第4条)	1 幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm	手すりの幅は10cm以内まで不算入	
	2 蹴上げは16cm以下であるか	(蹴上げ) cm		
	3 踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm		
	4 両側に手すりを設けているか	(有無)	踊場を除く。	
	5 表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	6 段は識別しやすいものか	(段鼻/その他)		
	7 段はつまずきにくいものか	(措置の内容)		
	8 点状ブロック等を敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)しているか	(措置の有無)	注3	
	9 主な階段を回り階段としていないか	(回り階段の有無)		
傾斜路またはエレベーターその他の昇降機の設置 (建築物移動等円滑化誘導基準第5条)	階段以外に傾斜路またはエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは建築物移動等円滑化誘導基準第7条の昇降機に限る。)を設けているか (傾斜路・昇降機の別)		車椅子使用者の利用上支障がない部分(注4)は適用除外	

傾斜路 (建築物移動等円滑化誘導基準第6条)	1	幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	内法幅・併設の有無 cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注5)は適用除外		
	2	勾配は1/12以下であるか	(勾配) /	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注5)は適用除外		
	3	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	(有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注5)は適用除外		
	4	両側に手すりを設けているか	(有無)	勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除		
	5	表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)			
	6	前後の廊下等と識別しやすいものか	(措置の内容)			
	7	点状ブロック等を敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)しているか	(措置の有無)	注6		
エレベーター (建築物移動等円滑化誘導基準第7条)	1	必要階(利用居室または車椅子使用者用便所・客席・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止する昇降機を1以上設けているか	(措置の有無)			
		2	多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー	(1) 籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	
				(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm	
				(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm	
				(4) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
	(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか			(措置の有無)		
	3	多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) 2の全てを満たしているか	(措置の有無)		
			(2) 籠の幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
			(3) 籠は車椅子が転回できる形状か	(措置の有無)		
			(4) 籠内および乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	4	不特定多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー	(1) 籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
			(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
			(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
			(4) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
			(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
			(6) 籠の幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
			(7) 籠は車椅子が転回できる形状か	(措置の有無)		
	5	不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー(車椅子使用者用経路を構成するエレベーター・乗降ロビーを含む。)	(1) 4(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	(措置の有無)		
			(2) 籠の幅は160cm以上であるか	(内法幅) cm		
			(3) 籠および昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm		
			(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
			(5) 籠内および乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	6	不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエ	(1) 3の全てまたは5の全てを満たしているか	(措置の有無)	注7	
(2) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			(措置の有無)			
(3) 籠内および乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			(措置の有無)			

	レベーター・乗降ロビー	(4) 籠内または乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)			
特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 (建築物移動等円滑化誘導基準第8条)	1 エレベーターの場合	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか	(措置の有無)			
		(2) 籠幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか	(内法幅・奥行き) cm			
		(3) 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	(措置の有無)			
	2 エスカレーターの場合	車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	(措置の有無)			
便所 (建築物移動等円滑化誘導基準第9条)	1 車椅子使用者用便房	多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けているか	(措置の有無)		注8	
		(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)			
		(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)			
		(3)	ア 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	(開閉方式・有無)	当該便房を設ける便所も同様
	イ 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(措置の有無)			
	2	多数の者が利用する便所を設ける階に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けているか(各階1以上)	(措置の有無)			
3	男子用小便器のある便所	床置き式の小便器等を設けているか(各階の男子用小便器を設ける便所のうち1以上)	(措置の有無)		受け口の高さ35cm以下のものに限り。	
劇場等の客席 (建築物移動等円滑化誘導基準第9条の2)	1 誘導基準適合車椅子使用者用部分	座席の数に応じた誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けているか ・座席数100以下: 2以上 ・座席数100超200以下: 2%(端数切り上げ)以上 ・座席数200超2,000以下: 1%(端数切り上げ)+2以上 ・座席数2,000超: 0.75%(端数切り上げ)+7以上	(設置数/座席数) /			
		(1) 幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm			
		(2) 奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm			
		(3) 床は平らであるか	(措置の有無)			
		(4) 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	(措置の有無)			
		(5) 同伴者用の座席またはスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けているか	(措置の有無)			
2	誘導基準適合車椅子使用者用部分を2か所以上に分散して設けているか(座席数が200を超える場合に限り。)	(措置の有無)				
ホテルまたは旅館の客室 (建築物移動等円滑化誘導基準第10条)	1 客室の総数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上)車椅子使用者用客室を設けているか		(設置数/全客室数) /			
		2 出入口	(1) 幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
	(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(開閉方式・有無)			
	3 便房	(1) 車椅子使用者用便房を設けているか	(措置の有無)			同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便所がある場合は免除
		(2)	ア 出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	(開閉方式・有無)	・当該便房を設ける便所も同様
	イ 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(措置の有無)	・同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便所がある場合は免除		
4	車椅子使用者用浴室	車椅子使用者用浴室等を設けているか	(措置の有無)		共用の車椅子使用者用浴室等がある場合は免除	

	等	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
		(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
		(3) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4) 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
敷地内の通路 (建築物移動等円滑化誘導基準第11条)	1	幅は180cm以上であるか 注9	(内法幅) cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注10)は適用除外	
	2	表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	3	戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか 注9	(開閉方式・有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注10)は適用除外	
	4 段がある部分	(1)	幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm	手すりの幅は10cm以内までは不算入
		(2)	蹴上げは16cm以下であるか	(蹴上げ) cm	
		(3)	踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm	
		(4)	両側に手すりを設けているか	(有無)	
		(5)	識別しやすいものか	(措置の内容)	
		(6)	つまずきにくいものか	(措置の内容)	
	5	段以外に傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を設けているか 注9	(傾斜路・昇降機の別)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注10)は適用除外	
	6 傾斜路	(1)	幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか 注9	(内法幅・併設の有無) cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注10)は適用除外
		(2)	勾配は1/15以下であるか 注9	(勾配) /	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注10)は適用除外
(3)		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除) 注9	(有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(注10)は適用除外	
(4)		両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)	(有無)		
(5)		前後の通路と識別しやすいものか	(措置の内容)		
駐車場 (建築物移動等円滑化誘導基準第12条)	車椅子使用者用駐車施設	駐車場に設ける駐車施設の数の2%(端数切り上げ)以上設置しているか	(設置数/全設置数) / 台	注11	
	(1)	幅は350cm以上であるか	(幅) cm		
	(2)	利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	(措置の有無)		
浴室等 (建築物移動等円滑化誘導基準第13条)	車椅子使用者用浴室等	車椅子使用者用浴室等を1以上設けているか	(措置の有無)		
	(1)	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
	(2)	車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
	(3)	出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
	(4)	出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
標識 (建築物移動等円滑化誘導基準第14条)	1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近、かつ、高齢者、障害者等の見やすい位置に標識を設置しているか	(措置の有無)		
	2	表示すべき内容が容易に識別できるか	(措置の内容)		
案内設備 (建築物移動等円滑化誘導)	1	建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を案内する設備を設けているか	(措置の有無)	容易に視認できる場合または案内所を設けた場合を除く。	

基準第15条)	2 建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機または便所の配置を点字等により視覚障害者に示すための設備を設けているか	(措置の有無)	案内所を設けた場合を除く。
特別特定建築物に関する読替え (建築物移動等円滑化誘導基準第18条)	法第17条第1項の申請に係る特別特定建築物であるか	(該当の有無)	

2 視覚障害者移動等円滑化経路の基準(道等から案内設備または案内所までの主な経路に係る基準)注12

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (建築物移動等円滑化誘導基準第16条)	1 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	(措置の内容)		
	2 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		
	3 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		注13

注1 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

2 平成18年国土交通省告示第1489号第1で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- (3) 自動車車庫に設ける場合

3 平成18年国土交通省告示第1489号第2で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 自動車車庫に設ける場合
- (2) 段部分と連続して手すりを設ける場合

4 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

5 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

6 平成18年国土交通省告示第1489号第3で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- (3) 自動車車庫に設ける場合
- (4) 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

7 平成18年国土交通省告示第1486号で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 自動車車庫に設ける場合

8 令和6年国土交通省告示第1294号で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 車椅子使用者用便所を1以上設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- (2) 男子用の便所のみを設ける多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便所を1以上設ける場合または男子用の車椅子使用者用便所を1以上設ける便所が男子用の便所のみを設ける多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- (3) 女子用の便所のみを設ける多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便所を1以上設ける場合または女子用の車椅子使用者用便所を1以上設ける便所が女子用の便所のみを設ける多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

9 地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

10 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

11 令和6年国土交通省告示第1296号で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を1以上設ける場合
- (2) 多数利用機械式駐車場および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を1以上設け、かつ、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数の合計数の2%(端数切り上げ)以上である場合

12 平成18年国土交通省告示第1489号第4で定める次に掲げる場合を除く。

- (1) 自動車車庫に設ける場合
- (2) 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

13 平成18年国土交通省告示第1497号で定める次に掲げる部分を除く。

- (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接するもの
- (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接するもの
- (3) 段部分または傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第236号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立美術館ショップでの販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 湖の国のかたち 代表 市田恭子 東近江市五箇荘山本町524-20
- 2 委託事務の内容 滋賀県立美術館ショップでの販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 徴収の方法 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の定めるところによる。

滋賀県告示第237号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションウイング	草津市上笠四丁目32-17	株式会社Life Link Life代表取締役 藤本雄大	大津市月輪三丁目25番15-309号	訪問介護	令和7.6.1	2570602082
訪問介護事業所あかりや守山	守山市守山六丁目9-41	株式会社あかりや 代表取締役 朝山道央	神奈川県茅ヶ崎市萩園2767	訪問介護	令和7.6.1	2570701264
ヘルパーステーションSMILE Y	野洲市吉地1385番地エスポワールハイムII 202号	合同会社SMILE Y 代表社員 南亜都沙	野洲市比留田957番地	訪問介護	令和7.6.1	2571300843

滋賀県告示第238号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
--------	---------	-----------------	------------	---------	-----------	-------

		たは開設者の氏名				
訪問介護ステーション よいかん守山	守山市守山六丁目9番41号	株式会社ボンドワイエム 代表取締役 今泉洋平	愛知県岡崎市洞町字東前田24番地	訪問介護	2570701157	令和7.5.31

## 公 告

## 令和8年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告

令和8年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり募集する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 一般試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約30%
- (4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和8年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者である。

(ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(エ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(オ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(カ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(キ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(ク) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

## (5) 出願手続

ア 受付期間は令和7年12月8日(月)から令和7年12月16日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和7年12月16日(火)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

## (6) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)



エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書(令和8年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書)

オ (4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類

カ 入学検査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ク 宛名票(所定の用紙)

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績および適性検査を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
令和8年1月7日(水)	10:00~10:50 11:10~12:00 13:00~13:50 14:10~14:50	現代の国語および言語文化(古文・漢文の範囲を除く。) 数学I 英語コミュニケーションI 適性検査

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和8年1月28日(水)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 2 社会人試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち約15%

(4) 出願資格 1(4)アまたはイのいずれかに該当する者で、満19歳以上(令和8年4月1日現在)のものとする。

(5) 出願手続

ア 受付期間は令和7年10月6日(月)から令和7年10月15日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和7年10月15日(水)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学検査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(6) 出願書類および入学検査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書

オ 1(4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類

カ 入学検査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ク 宛名票(所定の用紙)

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、小論文試験の成績、適性検査および面接試験を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
-------	-----	---------

令和7年11月1日(土)	9:30~10:50	小論文
	11:10~12:00	適性検査
	13:00~	面接

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和7年11月20日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち約55%

(4) 出願資格および推薦要件 次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和8年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 評定平均値が3.3以上である者

ウ 試験に合格した場合に必ず入学する者

エ 卒業後、県内において看護業務に従事する意思を有する者

オ 滋賀県内に住所を有する者

(5) 推薦人員 人員制限なし

(6) 出願手続

ア 受付期間は令和7年10月6日(月)から令和7年10月15日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和7年10月15日(水)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(7)に掲げる出願書類に必要な事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(7) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書(オの調査書に卒業見込みの証明がある場合は、不要とする。)

オ 高等学校または中等教育学校の調査書

カ 推薦書(所定の用紙により、在学中の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

キ 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

ク 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ケ 宛名票(所定の用紙)

(8) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(9) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、面接試験および調査書を総合判定して行う。

(10) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年	月	日	時 間	試 験 科 目
令和7年	11月	1日(土)	10:00~10:50 11:10~12:00	現代の国語および言語文化(古文・漢文の範囲を除く。) 数学I

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和7年11月20日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人および在学中の高等学校または中等教育学校の長宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート八日市妙法寺店 東近江市妙法寺町701番地

2 変更した事項 大規模小売店舗の名称および所在地

(1) 変更前 (仮称)フレンドマート八日市妙法寺店 東近江市妙法寺町702番ほか

(2) 変更後 フレンドマート八日市妙法寺店 東近江市妙法寺町701番地

3 変更年月日 令和7年4月18日

4 変更の理由 大規模小売店舗の正式名称および所在地が確定したため

5 届出年月日 令和7年5月21日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和7年6月6日から令和7年10月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年10月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート彦根小泉店 彦根市小泉町701

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善彦根店 彦根市小泉町701

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535番地 代表取締役 市田義一ほか2者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート彦根小泉店 彦根市小泉町701

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか2者

3 変更年月日 令和6年8月21日

4 変更の理由 大規模小売店舗の名称の変更および大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店のため

5 届出年月日 令和7年5月21日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和7年6月6日から令和7年10月6日まで

## 7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和7年10月6日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善守山店 守山市古高町字福田39
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善守山店 守山市古高町字福田39
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535番地 代表取締役 市田義一ほか5者
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善守山店 守山市古高町字福田39
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか4者
- 3 変更年月日 令和6年8月21日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年5月21日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
  - (2) 縦覧期間 令和7年6月6日から令和7年10月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和7年10月6日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート野洲栄店 野洲市栄5-3
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善野洲店 野洲市栄5-3
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535番地 代表取締役 市田義一  
株式会社本のがんこ堂 近江八幡市中小森町320番地7 代表取締役 田中武
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート野洲栄店 野洲市栄5-3
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣  
株式会社本のがんこ堂 近江八幡市中小森町320番地7 代表取締役 田中武

- 3 変更年月日 令和6年8月21日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗の名称の変更および大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店のため
- 5 届出年月日 令和7年5月21日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
  - (2) 縦覧期間 令和7年6月6日から令和7年10月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和7年10月6日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善石部店 湖南省石部東505-1
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善石部店 湖南省石部東505-1
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535番地 代表取締役 市田義一ほか3者
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗の名称 丸善石部店 湖南省石部東505-1
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか4者
- 3 変更年月日 令和6年8月21日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年5月21日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
湖南省環境経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地
  - (2) 縦覧期間 令和7年6月6日から令和7年10月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和7年10月6日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善アスト店 犬上郡豊郷町沢250-1
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 アストパワーセンター 犬上郡豊郷町沢250-1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535番地 代表取締役 市田義一ほか7者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称 丸善アスト店 犬上郡豊郷町沢250-1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか5者

3 変更年月日 令和6年8月21日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和7年5月21日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375番地

(2) 縦覧期間 令和7年6月6日から令和7年10月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年10月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

-----  
**争議行為の通知公告**

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和7年5月28日付けで夏期(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和7年6月8日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

-----  
**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町沓掛
- 3 作業の期間 令和7年5月1日から令和7年9月30日まで

-----  
**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
  - 2 作業の地域 栗東市野尻
  - 3 作業の期間 令和7年5月30日から令和7年7月25日まで
-

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 甲賀市信楽町長野
- 3 作業の期間 令和7年6月1日から令和7年9月11日まで

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、路線測量、水準測量、地形測量、用地測量)
- 2 作業の地域 甲賀市土山町頓宮
- 3 作業の期間 令和7年6月1日から令和8年3月23日まで

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 湖南市三雲
- 3 作業の期間 令和7年6月1日から令和7年8月4日まで

**公共測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年6月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 鴨川流域(高島市安曇川町下小川~武曾横山)
- 3 作業の終了日 令和7年4月30日

**環境事務所告示****滋賀県南部環境事務所告示第5号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、令和7年滋賀県南部環境事務所告示第1号により指定した要措置区域の指定を解除する。

令和7年6月6日

滋賀県南部環境事務所長 浦山 重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 栗東市大橋二丁目280番、281番、281番1、282番1、282番2、282番3の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県南部健康福祉事務所告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月6日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
重度訪問介護ステーションオウミ	栗東市継九丁目11番地12号	株式会社ワイズ	栗東市継九丁目11番地12号	重度訪問介護	令和7.6.1	2511200467

#### 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅穂

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ユースタイルケア滋賀彦根 重度訪問介護	彦根市大東町9-16上野ビル本館4階403-2号室	ユースタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央1-35-6レッチフィールド中野坂上ビル6F	居宅介護 重度訪問介護	令和7.6.1	2510200906

### 県税事務所公告

#### 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和7年6月6日

滋賀県中部県税事務所長 山本 義宜

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県第9287555号	令和9.3.31	近江八幡市武佐町27-2 片岡龍博	令和7.5.28

### 農業農村振興事務所公告

#### 土地改良区管理規程制定認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、愛知川沿岸土地改良区の国営湖東平野土地改良事業調整池管理規程および宇曾川頭首工管理規程の制定は、令和7年5月28日に認可した。



令和7年6月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 国営湖東平野土地改良事業調整池管理規程の概要

第1章 総則

第2章 貯水または放流に関する事項

第3章 点検および整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

2 宇曾川頭首工管理規程の概要

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

第5章 記録に関する事項ほか

-----  
**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛知川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和7年5月28日に認可した。

令和7年6月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

